

公社賃貸住宅における吹付けアスベスト対策の状況等について

愛知県住宅供給公社では平成20年度までに公社賃貸住宅の吹付けアスベスト等の調査を実施し、現在吹付けアスベスト等を使用している住宅のないことを確認しておりますが、昨今の公営住宅におけるアスベスト被害に関する報道をうけて、公社賃貸住宅における吹付けアスベスト等の対策状況等を改めて公表します。

1 公社賃貸住宅における吹付けアスベスト対策の状況

昭和62年に学校施設における吹付けアスベストの使用が社会問題化したことから、昭和63年に規制以前（注1）に建設された住宅を対象として調査を実施しました。

その結果、公社賃貸住宅においては、居室内や共用廊下などの通常、人の出入りのある部分に吹付けアスベストの使用は認められませんでした。

また、その後、基準改正等による規制の強化（注2）を受け、その都度、規制以前に建設された住宅について調査を実施しましたが、分析調査の結果、居室内や共用廊下など通常、人の出入りのある部分に吹付けアスベスト等（注3）の使用は認められませんでした。

（注1） 昭和50年：アスベスト（3種）の含有率が5%を超える吹付け作業の禁止

（注2） 平成7年：規制対象がアスベストの含有率が1%を超えるものに拡大

平成18年：規制対象がアスベストの含有率が0.1%を超えるものに拡大

平成20年：規制（分析）対象アスベストの種類追加（3種）

（注3） 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（アスベストを0.1重量%超含有しているもの）

2 解体撤去済みの公社賃貸住宅

平成20年の調査時点で既に解体撤去済みの建物は、現在の基準で規制対象となる吹付けアスベスト等の使用の可能性を否定できないため、念のためお知らせします。

金城 城木 大幸 中切 長戸 西枇杷島 東山 緑 弥生ヶ丘 (全9住宅)

3 アスベストについて確認できた事項

現在までの調査及び対策工事により、以下のことが確認されています。

- ・平成20年度以降に建設した住宅について吹付けアスベスト等はないこと。
- ・平成20年の調査時点に存在する全ての住宅について通常、人の出入りのある部分に吹付けアスベスト等はないこと。

愛知県住宅供給公社 技術業務課

電話番号 052-954-1368

愛知県住宅供給公社の賃貸住宅等における吹付けアスベスト等(※1)の使用実態について

表1) 入居者が使用する部分(※2)において、吹付けアスベスト等が確認された公社賃貸住宅等

	団地名	所在地	管理開始年度	住棟番号	吹付けアスベスト等の使用部位	対策工事	対策工事実施年度	備考
1	該当住宅なし							

公社賃貸住宅で通常入居者が使用する部分において、吹付けアスベスト等の使用は確認されていません。

表2) 入居者が使用する部分以外の箇所(※3)において、吹付けアスベスト等が確認された公社賃貸住宅等

	団地名	所在地	管理開始年度	住棟番号	吹付けアスベスト等の使用部位	対策工事	対策工事実施年度	備考
1	鳴子第4住宅	名古屋市緑区	S45	-	ポンプ室	済	H10	除去
2	松河戸住宅	春日井市小野町	S48	-	ポンプ室・電気室・エレベータ機械室	済	H10,H17	除去
3	東桜住宅	名古屋市中区	S48	-	エレベータ機械室	済	H18	除去

上記施設は、通常入居者が立ち入る施設ではありません。

表3) 管理開始時から措置済み又は吹付けアスベスト等の使用の有無の確認前に対策を行った公社賃貸住宅等

	団地名	所在地	管理開始年度	住棟番号	吹付けアスベスト等の使用部位	対策工事	対策工事実施年度	備考
1	該当住宅なし							

(※1)吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール

(※2)居室、台所、浴室、便所、住戸内部廊下等

(※3)住戸内のパイプスペース、機械室等通常立ち入らない箇所